

裁 決 書

審査請求人

(旧住所)

(現住所)

処 分 庁

大阪市鶴見区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成18年12月7日付けで提起した生活保護法に基づく保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成18年10月27日付けで行った生活保護法に基づく保護開始決定を取消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成18年10月27日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法

(以下「法」という。)に基づく保護開始申請の開始決定処分(以下「本件開始決定」という。)の開始日を平成18年9月27日に遡ることを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求人は、6月から自己破産の手続きをしていた。請求人は、9月25日が給料日で66,500円の収入があったが、9月分家賃54,000円、電気代9,697円を支払ったためお金がなかった。請求人は同月27日に手持金無く、区役所に生活保護の申請に行った。この日に「生活保護の申請書ほしい」と言ったがくれなかったため、自分の手書きの生活保護の申請書を担当者に渡し受取ってもらい帰った。
- (2) 請求人は、10月11日、9月27日に言われた資料一式を持って行った。その時初めて生活保護の申請書類をもらったので、書いて提出した。
- (3) 請求人は11月2日に区役所に訪問し、保護の決定が9月27日からではなく10月11日からとなっていたので、申請書を出したのは9月27日であり、おかしいと申し出て聞いてくれなかった。請求人は、9月27日からずっと生活に困っている状態であり、生活保護の申請意思を9月27日に文書で示している。ここに不服申立てをする。審査してほしい。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成18年9月27日、請求人は、鶴見区保健福祉センター(以下「区保健福祉センター」という。)を訪問し、生活保護の相談したこと。また、請求人は持参した手書きの生活保護の

申請をする旨の書面を提出したこと。

同書面には、「生活保護の申請をします。私、病気で無理をしながら働いていましたが、今の給料では生活できません。足りない分を生活見てほしいです。医療費も払えません。現在、自己破産の手続きが終り、免責まちです。平成18年9月27日 住所 [REDACTED] [REDACTED]」と記載され押印されていたこと。

処分庁から当庁に提出があった平成18年9月27日に関する「受付面接記録票」の「面接結果の処理」の欄には、「申請書受理」の文字が丸で囲まれ、「※相談終了後、別紙便箋を置いて帰った。」との記載があること。

- (2) 平成18年10月11日、請求人は、区保健福祉センターを訪問し、市様式の申請書をはじめ関係書類を提出したこと。同申請書に記載されている申請日は、「平成18年9月27日」であったこと。
- (3) 平成18年10月27日、処分庁は、ケース診断会議を行い給与明細・預金通帳を確認する限り最低生活費に足りていないと認め、同月11日付けで保護を開始する決定を行ったこと。
処分庁から提出があった請求人の [REDACTED] 及び [REDACTED] 通帳の写しには、平成18年7月20日及び同年9月25日時点の残高の記載があること。
- (4) 処分庁から審査庁に提出があった平成18年12月22日付けの弁明書において、「事実経緯」において「平成18年9月27日、 [REDACTED] から扶養援助なく医療費に困っていると相談があった。高額家賃のため転居もしくは家賃減額交渉を行うことを助言。」「処分の正当性」において、「…(略)…申請のための状況を整理して来訪し、申請書提出に至ったのは平成18年10月11日であり、この日をもって保護開始日としたことについては適正な処分と考える。」との記載があること。

2 判 断

- (1) 法第7条は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。…略…」と定められている。
- (2) 法第27条の2は、「相談及び助言」について規定しており、「保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。」と定めており、要保護者の求めに応じて行うものであり、要保護者に対する強制力はないとされている。
- (3) 法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号）第2条第1項は、「法第24条第1項又は第5項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。1申請者の氏名及び住所又は居所。2要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係。3保護の開始又は変更を必要とする事由」とのみ定めている。このことから、生活保護の開始申請は、法の規定やその趣旨から必ず定められた方法により行わなければならないという要式行為ではなく非要式行為であると解すべきとされている。

ただし、単に申請者が申請をする意思を有していたというのみでは足りず、申請者によって、申請者の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておくことが求められている。
- (4) 保護の開始時期については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省発社第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8-3において「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。…略…」とされている。

また、「生活保護法の開始時期に関する疑義について」（昭和26年8月10日社乙発第112号厚生省社会局長通知）では、一般的には生活困窮の事実の認定し得たる日を保護の開始日として実施することが適当とされ、その場合、申請受理の日によるべきとされている。

- (5) 本件の場合、前記第2の1の(1)の認定事実のとおり、請求人は、処分庁に対し平成18年9月27日に持参した保護申請の書面を提出し、処分庁は同書面を収受していることが認められる。

処分庁が請求人持参の申請の書面を収受している事実が請求人及び処分庁双方の提出資料から認められることから、請求人の申請があった日は、請求人が申請の書面を提出した平成18年9月27日と認めることが妥当である。

また、前記第2の1の(2)の認定事実のとおり、平成18年10月11日に請求人から市様式の申請書の提出があり、処分庁は収受していることが認められるが、同市様式の申請書に記載された申請日が平成18年9月27日であることから、10月11日に請求人が別の申請行為をしたのではなく、9月27日の申請を補完したものと解するべきである。

- (6) さらに、保護の開始時期については、上記(4)のとおり、原則申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とされている。

本件において、前記第2の1の(3)の認定事実のとおり、請求人の要保護状態の判定について、処分庁は請求人が市様式申請書にて提出した平成18年10月11日以降を要保護状態にあると判断していることが認められる。しかしながら、この点について、請求人及び処分庁から当庁へ提出のあった資料を上記(5)に基づき判断すると、保護の開始時期について、10月11日以降要保護状態にあるとの処分庁の判断を妥当であると認めるに足る挙証資料がなかった。

よって、本件保護開始日は、請求人が持参した保護申請の書面を処分庁が収受した日であるべきと判断するものである。

(7) 一方、処分庁は、前記第2の1の(4)の認定事実のとおり、平成18年9月27日には、保護申請前の要保護者への助言を行ったものであり、請求人の保護申請は平成18年10月11日である旨を主張する。

確かに、上記(2)のとおり、保護の実施機関は法第27条の2に基づいて、要保護者の求めに応じて必要な助言を行うことができる。

しかしながら、上記(3)のとおり、申請行為は明確な申請の意思表示をもってなされたことが客観的に認められる場合、有効な申請行為と判断されるべきである。

したがって、本件開始申請にかかる申請行為があった日については、上記(5)のとおり、請求人が持参した申請の書面の提出があり、処分庁が収受した日を以って申請行為があった日と考えることが妥当である。

(8) 以上のことから、請求人の申請行為があった日及び本件開始申請に対する保護開始日は、請求人が持参した申請の書面を提出し、処分庁が収受した平成18年9月27日と判断する。

したがって、処分庁は、本件開始決定に関し、申請行為があった日を誤り、保護開始日について誤った判断をしていることから、本件開始決定は、取り消されることが相当である。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成19年2月15日

審査庁 大阪府知事 齊藤

